

第81回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年
6月22日（木曜日）午前10時

場所 北浜フォーラム | 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
(大阪証券取引所ビル 3階)会議室 A・B・C
末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

決議事項

【会社提案 第1号議案から第3号議案まで】

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

【株主提案 第4号議案から第6号議案まで】

第4号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

第5号議案 自己株式取得の件

第6号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

Energy & Ecology



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/1976/>



お土産配布の取りやめについて

株主総会にご出席の株主の皆様にお配りしておりましたお土産につきましては、本年もご用意いたしておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード：1976

2023年6月7日

大阪市西区京町堀一丁目8番5号

明星工業株式会社

取締役会長 大谷 壽輝

第81回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権は書面またはインターネット等によって行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年6月21日（水曜日）午後5時までに議決権を行使**くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内は、3頁から5頁をご覧ください。

敬 具

記

1	日 時	2023年6月22日（木曜日）午前10時
2	場 所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号 北浜フォーラム（大阪証券取引所ビル 3階）会議室A・B・C
	報告事項	1. 第81期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第81期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 報告事項の取扱いについては6頁の「第81回定時株主総会継続会の開催について」をご覧ください。
3	目的事項	【会社提案 第1号議案から第3号議案まで】 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 【株主提案 第4号議案から第6号議案まで】 第4号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件 第5号議案 自己株式取得の件 第6号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置に関する事項について

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

<当社ウェブサイト>

<https://www.meisei-kogyo.co.jp/ir/library/meeting/>



<株主総会資料 掲載ウェブサイト>

<https://d.sokai.jp/1976/teiji/>



<東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所のウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「明星工業」または「コード」に「1976」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、以下に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、上記の各ウェブサイトへ掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」



②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

③会計監査人および監査等委員会の「監査報告書」

会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記の各ウェブサイトへ掲載している上記書類となります。

議決権行使についてのご案内


株主総会における議決権行使は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

<p>株主総会へのご出席</p>  <p>同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時 2023年6月22日(木曜日) 午前10時</p> <p>詳細は4頁をご覧ください</p>	<p>書面の郵送</p>  <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。</p> <p>行使期限 2023年6月21日(水曜日) 午後5時までに到着</p> <p>詳細は5頁をご覧ください</p>	<p>インターネット等</p>  <p>●議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net</p> <p>パソコン、スマートフォンから、上記議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限 2023年6月21日(水曜日) 午後5時までに入力</p> <p>詳細は5頁をご覧ください</p>
--	---	--

インターネット等による議決権行使についての注意事項

書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとし、インターネット等により複数回数、またはパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

1 インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 **0120-652-031**
(受付時間 9:00 ~ 21:00)

2 左記 **1** 以外のご照会（住所・株式数など）は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部
 **0120-782-031**
(受付時間 土日休日を除く 9:00 ~ 17:00)

書面による議決権行使のご案内

行使期限 2023年6月21日（水曜日）午後5時までに到着

本株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第4号議案から第6号議案は、一部の株主様からのご提案です。
当社取締役会としては、これらの議案いずれにも反対しております。
詳細は16頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例は、下記のとおりです。

インターネット等により議決権を行使いただく場合も、記入例をご参照のうえ、賛否をご入力ください。



■記入方法のご案内 議決権行使書用紙はイメージです。

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合 「賛」の欄に○印
反対の場合 「否」の欄に○印

■議決権行使書の記載例

記載例は、会社提案すべて賛成・株主提案すべて反対の場合のものです。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
会社提案	賛	賛	賛	株主提案	否	否	否
	否	否	否		否	否	否

第1号議案から第3号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第4号議案から第6号議案は一部の株主様からご提案された議案です。

当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しております。ご賛同いただける場合、株主提案には「否」の○印をご表示ください。

各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使®」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

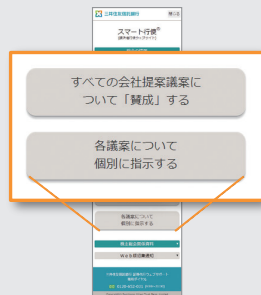
1 議決権行使書用紙右下
に記載のQRコードを
読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デン
ソーウェブの登録商標です。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2



「スマート行使®」での議決権行使は1回に限ります。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

1

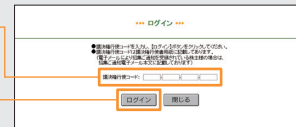
次へすすむ
をクリック



議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」
をご入力ください。

2

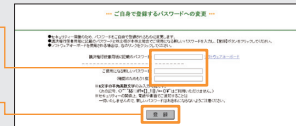
議決権行使コード
を入力
ログイン
をクリック



議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を
ご入力ください。

3

パスワード
を入力
登録
をクリック



4

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第81回定時株主総会継続会の開催について

当社は、2023年6月22日開催予定の第81回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第81期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件」および「第81期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件」に関しまして、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかしながら、現在、決算手続きが完了していないため会計監査人の監査報告書を受領しておりません。そのため、当社は本総会において、会計監査人および監査等委員会による監査報告ができない状況となりました。

つきましては、別途本総会の継続会（以下、「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会で第81期の監査報告をさせていただくとともに、本総会の日時および場所の決定を取締役会にご一任願うこと（以下、「本提案」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にお諮りする予定でございます。

本総会において本提案をご承認いただきましたのちに、当社は本継続会の開催ご通知を株主の皆様にご送付し、本継続会を開催させていただく所存であります。

なお、本継続会は本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

<会社提案（第1号から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付け、業績や財政状況等を勘案し、配当方針に基づき総合的に判断いたしております。また、内部留保につきましては、財務体質の健全性と強化に努めながら、新たな成長戦略への投資や事業環境の変化に対応するために活用し、安定した経営基盤を確保することで、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

第81期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当該方針を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金24円 総額 1,200,653,928円

なお、中間配当金として1株につき12円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき36円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月23日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）大谷壽輝、印田博、柳瀬徹次、林秀行、篠原基嗣および藤野景三の6名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、このうち印田博および林秀行は任期満了と同時に退任いたしますので、4名の改選と新たに1名計5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、指名・報酬委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	おおたに としてる 大谷 壽輝 再任	代表取締役会長	15回/15回
2	やなせ てつじ 柳瀬 徹次 再任	取締役 常務執行役員 支店統括部長 兼 調達部 担当	15回/15回
3	しのはら もとし 篠原 基嗣 再任	取締役 執行役員 営業統括部長 兼 工事統括部長	15回/15回
4	ふじの けいぞう 藤野 景三 再任	取締役 執行役員 営業統括部副統括部長、東京営業部長、 海外営業推進部長 兼 タンブー プロジェクト ディレクター	15回/15回
5	ふくい けんいち 福井 健一 新任	執行役員 支店統括部副統括部長 兼 環境部長	0回/0回

候補者番号 1	おおたに としてる 大谷 壽輝 (1945年1月1日生)	所有する当社株式の数 235,927 株
再任	●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
新任	1968年3月 当社入社	
社外	1991年6月 当社取締役 事業統括部長 兼 環境保全部長	
独立役員	1991年9月 当社取締役 MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締役	
	1995年4月 当社取締役 東京支社長 兼 東京営業部長	
	1997年4月 当社取締役 東京事業部長	
	1999年12月 当社取締役 営業本部長 兼 営業統括部長	
	2000年4月 当社常務取締役 総務部および財務部管掌 兼 品質管理部および監査室 担当	
	2001年6月 当社代表取締役社長	
	2020年6月 当社代表取締役会長 (現任)	

[重要な兼職の状況] —

候補者番号 2	やなせ てつじ 柳瀬 徹次 (1961年1月24日生)	所有する当社株式の数 9,800 株
再任	●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
新任	1983年3月 当社入社	
社外	2008年4月 当社営業統括部東京営業1部長	
独立役員	2018年6月 当社執行役員 営業統括部海外営業推進部長 兼 イクシス プロジェクト プロジェクトマネージャー	
	2019年4月 当社執行役員 営業統括部営業事業部海外営業推進部長	
	2020年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部副統括部長 兼 海外営業推進部長	
	2021年6月 当社取締役 執行役員 工事統括部長 兼 海外営業推進部長	
	2022年6月 当社取締役 常務執行役員 支店統括部長 兼 調達部 担当 (現任)	

[重要な兼職の状況] 明星建工株式会社 取締役
日本ケイカル株式会社 取締役

候補者番号

3

再任

新任

社外

独立役員

しのはら もとし
篠原 基嗣

(1963年7月24日生)

所有する当社株式の数

12,900 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年3月 当社入社
2007年7月 当社支店統括中国・四国支店長
2008年8月 当社支店統括開発営業部次長 兼 調達部次長
2011年4月 当社環境事業統括部担当部長 兼 環境部長
2013年6月 当社執行役員 環境事業統括部長 兼 環境部長
2017年6月 当社取締役 執行役員 支店統括副統括
2019年6月 当社取締役 執行役員 支店統括副統括 兼 環境部長
2021年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長
2022年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長 兼 工事統括部長 (現任)

.....
[重要な兼職の状況] 日本ケイカル株式会社 取締役

候補者番号

4

再任

新任

社外

独立役員

ふじの けいぞう
藤野 景三

(1960年3月11日生)

所有する当社株式の数

11,800 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年3月 当社入社
2008年4月 当社営業統括部東京営業2部長 兼 タンゲー プロジェクト アシスタント セールスマネージャー
2008年5月 当社営業統括部東京営業2部長 兼 タンゲー プロジェクト アシスタント セールスマネージャー、
ナイジェリア プロジェクト サブマネージャー
2017年6月 当社執行役員 営業統括部東京営業部長 兼
イクシス プロジェクト アシスタント プロジェクト ディレクター
2019年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部営業事業部長、東京営業部長 兼
タンゲー プロジェクト ディレクター
2020年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長、東京営業部長 兼
タンゲー プロジェクト ディレクター
2021年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部副統括部長、東京営業部長 兼
タンゲー プロジェクト ディレクター
2022年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部副統括部長、東京営業部長、
海外営業推進部長 兼 タンゲー プロジェクト ディレクター (現任)

.....
[重要な兼職の状況] MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締役
MEISEI NIGERIA LIMITED 代表取締役
PT.MEISEI INDONESIA 代表取締役

候補者番号 5	ふくい けんいち 福井 健一 (1962年7月3日生)	所有する当社株式の数 8,000 株
再任	●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
新任	1986年3月 当社入社	
社外	2012年10月 当社支店統括中国・四国支店長	
独立役員	2018年4月 当社支店統括西部支店長	
	2020年6月 当社執行役員 支店統括西部支店長	
	2021年6月 当社執行役員 支店統括副統括 兼 環境部長	
	2022年6月 当社執行役員 支店統括部副統括部長 兼 環境部長 (現任)	
	
	[重要な兼職の状況] —	

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。各候補者が取締役を選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
 また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役 坂本英治、上村恭一および岸田光正の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の改選をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況 監査等委員会出席状況
1	さかもと 英治 <small>えいじ</small> 再任	取締役 常勤監査等委員	15回/15回 16回/16回
2	うえむら 恭一 <small>きょういち</small> 再任	社外取締役 監査等委員	15回/15回 16回/16回
3	きしだ 光正 <small>みつまさ</small> 再任	社外取締役 監査等委員	15回/15回 16回/16回

候補者番号 1	さかもと えいじ 坂本 英治 (1957年3月24日生)	所有する当社株式の数 12,600 株
再任	●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
新任	1980年3月 当社入社 1998年4月 当社東京事業部東部支店富士営業所所長 2007年4月 当社支店統括東部支店千葉営業所所長 2015年6月 当社支店統括東部支店長 2016年6月 当社執行役員 支店統括東部支店長 2021年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	
社外	[重要な兼職の状況] 株式会社よしみね 監査役 明星建工株式会社 監査役	
独立役員		

候補者番号 2	うえむら きょういち 上村 恭一 (1940年3月29日生)	所有する当社株式の数 0 株
再任	●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
新任	1970年4月 公認会計士開業登録 1970年8月 税理士開業登録 公認会計士・税理士 上村恭一事務所開設 所長（現任）	
社外	1995年6月 当社監査役 2007年7月 大阪監査法人代表社員 2009年7月 誠光監査法人代表社員（現任） 2015年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	
独立役員	[重要な兼職の状況] 公認会計士・税理士 上村恭一事務所 所長 誠光監査法人 代表社員 株式会社浅川組 社外監査役	

候補者番号 3	きしだ みつまさ 岸田 光正 (1955年2月18日生)	所有する当社株式の数 0 株
再任	●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
新任	1978年4月 大阪国税局 入局 1998年7月 大阪国税局 退官 1998年8月 税理士開業登録 岸田光正税理士事務所開設 所長 (現任)	
社外	2019年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	
独立役員 [重要な兼職の状況] 岸田光正税理士事務所 所長	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上村恭一および岸田光正の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
 上村恭一氏および岸田光正氏を社外取締役候補者とした理由は、両氏はいずれも直接企業の経営に関与された経験はありませんが、上村恭一氏は公認会計士および税理士として、岸田光正氏は税理士として、財務および会計に関する豊富な知見を有しており、専門的な観点および独立の立場から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待したためであります。また、両氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。
4. 責任限定契約の内容の概要
 当社は、上村恭一氏および岸田光正氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 なお、両氏の選任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
 また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は上村恭一氏および岸田光正氏の両氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任をご承認いただいた場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

ご参考

【本総会終結後の各取締役のスキルマトリックス】

	氏名	社外独立	取締役 会議長	企業 経営 ・ 経営 戦略	財務 ・ 会計 ・ 総務	グロー バルビ ジネス	工事 ・ 技術 ・ 研究 開発	人事 ・ 人材 育成	ガバナ ンス ・ リスク 管理	環境 ・ 社会
取締役	大谷 壽輝		○	○	○	○		○	○	○
	柳瀬 徹次			○		○	○		○	
	篠原 基嗣			○			○		○	○
	藤野 景三			○		○	○		○	
	福井 健一			○			○		○	○
監査等 委員	坂本 英治						○		○	○
	上村 恭一	○			○				○	
	岸田 光正	○			○				○	
	西村 強	○			○				○	

<株主提案（第4号から第6号議案まで）>

第4号議案から第6号議案までは、一部の株主様からのご提案によるものであります。

なお、議案の件名、その要領および提案の理由は、提案株主様から提出された株主提案書の項目番号を除き、原文のまま記載しております。

第4号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

(1) 議案の要領

2015年6月25日開催の当社の定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、年額330百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額70百万円以内とすることが承認されているが、今般、当社の取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、対象取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、新たに年額350百万円以内、付与株式数の上限437,500株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与し、監査等委員である対象取締役に対し、新たに年額70百万円以内、付与株式数の上限87,500株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

当社は、株式交付信託制度を導入しているものの、同制度は株主から見て各取締役の持株数が不明確で取締役に対し適切なインセンティブが付与されているか分かりにくいものとなっています。そこで、取締役と株主との価値共有が十分に図られていることを示すために、株式交付信託制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入するとともに、本制度の対象者を、社外取締役及び監査等委員である取締役を含めた当社の全取締役とすべきと考えます。取締役と株主との価値共有を図るためには、取締役の在任中に、効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当に到達するまで株式報酬が付与される必要があり、より短期間で一定規模の譲渡制限株式が付与される必要があります。

そこで、本制度の対象者を当社の全取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）とした上で、累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。

また、当社は、譲渡制限付株式報酬制度に係る株式保有ガイドラインを策定し、役員による在任中の自社株式取得目標を、固定基本報酬の3倍相当と定めるとともに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で役員個人別自社株式取得状況を開示すべきと考えます。

取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬は、当社の経営理念を実践する優秀な人材の登用・保持を可能とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、株主の皆様との価値共有を進める報酬体系とし、取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

かかる基本方針及び株主総会決議に基づき、現在当社取締役の報酬は、金銭報酬としての基本報酬（固定報酬）と賞与（業績連動報酬）及び非金銭報酬としての株式報酬制度で構成されております。2021年度の各報酬の割合は、外部機関の客観的データ等を参考に、当社の事業規模等を勘案した結果、基本報酬（固定報酬）が約60%、賞与（業績連動報酬）が約30%、株式報酬が約10%となっております。

このうち、基本報酬（固定報酬）については、職務の内容・貢献度及び当社の状況を勘案し、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の報酬決定に関する意見を尊重した上で、取締役会で決定されます。賞与（業績連動報酬）については、当社業績を評価する上で適切な指標であると考えられる経常利益を定量的な業績指標として、内規に基づき支給総額が決定された上、個々の取締役への支給額は、当該取締役の業績への貢献度等を勘案し、指名・報酬委員会の報酬決定に関する意見を尊重した上で、取締役会で決定されます。

株式報酬については、2018年6月28日開催の第76回定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度を導入することを株主の皆様にご承認いただいております。取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本制度は、取締役の報酬の限度額（年額330百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に對して交付される仕組みです。なお、当社は、指名・報酬委員会による答申内容も踏まえて検討した上で、監査等委員である取締役に、取締役の業務執行を監査し取締役会による経営の監査機能を強化することが期待されていることから、賞与も含め業績連動型の報酬の対象には含めない方針としております。

このようにバランスの取れた報酬制度が、当社の経営理念を実践し株主の皆様をはじめとする幅広いステークホルダーのご期待に応える優秀な人材の登用・保持を可能とするとともに、適切なインセンティブ付与と株主の皆様との価値共有を進め、企業価値の持続的な向上につながると考えております。

一方で、本株主提案は、こうした報酬制度下において、上記報酬枠とは別枠で、

1. 当社の取締役に對して、年額350百万円以内、付与株式数の上限437,500株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与する
2. 当社の監査等委員である取締役に對し、年額70百万円以内、付与株式数の上限87,500株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与する

等を内容としております。当社は、本株主提案が基本報酬（固定報酬）及び業績連動報酬とのバランスを欠く過大な報酬枠を求めるものであるとともに、監査等委員である取締役に對して業績連動報酬を付与することも上述した現在の当社の方針・考えにはなじまないものと考えます。

以上の理由により、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

第5号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、貴社普通株式を、株式総数5,000,000株、取得価額の総額金4,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社は、2021年11月18日の取締役会決議において、2021年11月19日から2022年6月30日までの期間に発行済株式総数（自己株式を除く）の2.92%、1,500,000株を上限とし、取得価額の総額の上限を12億円とする自己株式の取得を決議し、これに基づき、2021年11月19日から2022年1月14日までに、自己株式1,500,000株を取得価額の総額10億5358万1288円で取得し、また、2022年3月24日の取締役会において3,000,000株の自己株式を消却することを決議しており、当社が株主還元の拡充および資本効率の向上に向けた対策を実施している点は一定の評価が出来るものです。当社の株価は2022年3月以降緩やかな上昇傾向にありますが、市場は当社の対策が不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充および資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、1944年の創業以来、「顧客の創造と信頼の確保」、「社会への貢献」、「未来への挑戦」の3つの経営理念に基づき、コア事業である断熱工事・技術を通じて70年以上にわたりエネルギーの有効利用に貢献してまいりました。こうしたなか、近年重要なテーマとなっております地球温暖化の防止や化石燃料に代わる新たなエネルギーの普及に向けての取り組みが世界規模で進められております。

当社は、2021年5月7日に公表いたしました中期経営計画（2021～2023年度）において「新たなステージへの挑戦」のスローガンのもと、脱炭素社会に向けた工法・技術開発等、持続的な成長戦略を掲げており、生産能力の向上と営業基盤の強化を目指す設備投資を行うとともに、既存事業との親和性のある新たな領域へ積極的に事業を展開し、断熱事業に続く次の柱となる事業領域の育成等を、M&Aも視野に入れながら進めております。また、デジタル技術の活用による営業力の強化、企業力の強化を目的とした人材の確保・育成にも注力しています。これらにより、中期経営計画の最終年度である2024年3月期には売上高550億円、当期純利益46億円を計画しており、2023年3月期においては既に売上高558億円、当期純利益46億円を計上しております。

また、当社は財務体質の健全性と強化に努めながら、株主の皆様へ安定的に利益還元することを経営上の重要な施策の一つとして位置付けており、利益配当につきましては、業績の動向に関わらず安定的かつ継続的に実施し

ております。本年4月25日に公表いたしました「配当方針の変更に関するお知らせ」において、基本方針を、「安定的配当である1株当たり12円または業績に対応するものとして配当性向が30%程度の何れか高い方とすること」から「安定的配当である1株当たり20円または業績に対応するものとして配当性向が30%から40%程度の何れか高い方とすること」に変更したことは、株主の皆様のご理解を得られるものであると存じます。

自己株式の取得に関しましても、2007年度から2021年度まで12回にわたり総額約65.4億円、17,130,200株（2007年度における発行済株式総数の25.8%）の取得を行い、当該期間中に1,000万株を消却するなど、株主の皆様への利益還元の実現及び資本効率の向上に向けた施策を実行しました。

当社といたしましては、株主の皆様への利益還元及び自己株式の取得等資本政策の重要性は十分認識しておりますが、本定時株主総会において株主提案が求める、1年以内に総額40億円の自己株式取得を決議することは、当社の成長投資の財源を損なわせ、また、当社の財務体質の悪化につながることで、中長期的成長と企業価値の持続的な向上が停滞するおそれがあり、現在の経営戦略に照らして適切ではないと判断いたします。

今後も自己株式の取得については、当社の中期経営計画や資本政策、業績、事業投資や財務状況、当社株式の取引状況や株価水準など、取り巻く環境を総合的に勘案して実施してまいりたいと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

第6号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第19条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 3 (新設)	(員数) 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 3 当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役10名のうち社外取締役は3名となっており、3分の1以上の要件も満たしていないものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思

決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、2015年6月より監査等委員会設置会社に移行し、社外役員全員が監査等委員である取締役に就任することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

また、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化するために、取締役会の任意の諮問委員会として独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しております。取締役候補者につきましては、同委員会からの提言・助言を踏まえ取締役会において決定しており、本定時株主総会に上程する取締役候補者についても同様の決定プロセスを踏んでおります。

本定時株主総会において、当社が提案する取締役選任議案（監査等委員である取締役を含みます。）が可決された場合、当社取締役9名中3名が独立社外取締役となります。なお、当社としては継続的にコーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組んでおり、2021年6月総会時点での当社取締役会に占める独立社外取締役の比率は20%でしたが、2022年6月総会時点では新たに1名の独立社外取締役を選任したことで同比率が30%となり、本定時株主総会後には同比率が33%となる予定です。引き続き、独立した指名・報酬委員会などにより、取締役会が中長期的な企業価値の向上に寄与するようにコーポレート・ガバナンス体制を充実させてまいります。

なお、本定時株主総会の取締役候補者（監査等委員である取締役を除きます。）である5名はいずれも当社事業に精通しており、企業経営・経営戦略はもとよりそれぞれ工事・技術・研究開発の知識・経験を持ち専門性を有しております。また、監査等委員である取締役は4名であり、うち3名が独立社外取締役です。独立社外取締役は、それぞれ専門知識を有し、取締役会に対してもその見地から企業経営全般にわたる意見を表明し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言・助言を行っております。

当社取締役会は、当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会は十分な独立性が保たれているとともに、当社の経営理念の実践及び中期経営計画の達成に向けた経営の執行及び監督を実施するにあたり多様性を有する最適な構成であり、既に当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するガバナンス体制の構築は図られ、株主の皆様の利益に資するものと判断しております。

もっとも、本株主提案において指摘・示唆されているような社外取締役の比率の増加等の観点については、指名・報酬委員会の議論も踏まえ、今後も継続的に検討してまいります。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは、却って、取締役候補者の選択範囲を制限し、取締役会のあるべき姿の議論やその時々の中長期的な経営戦略に基づいて機動的に検討すべき取締役会構成の妨げになると判断いたします。

以上の理由により、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1 | 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞が徐々に和らぐなかで、企業業績が持ち直しに転じ設備投資も底堅い動きを示しました。しかしながら、長引く原材料高による歴史的な物価上昇が実質賃金の低下を招いたことから個人消費が伸び悩み、景気は弱含みの局面で推移いたしました。一方、海外ではウクライナ情勢に終息の目処が立たないことに加え、台湾有事といった地政学リスクの懸念によるグローバルサプライチェーンの混乱および欧米における金融引き締めにより、米国は金利上昇による景気回復の遅れ、欧州は天然ガス価格の高騰を受けたインフレ懸念、中国では「ゼロコロナ」政策による経済活動の抑制等から成長率が低下するなど、世界経済全体の減速を背景に、国内外ともに景気の先行き不透明感が継続する状況となりました。

当社グループを取り巻くエネルギー関連市場につきましては、人件費の上昇や原材料価格の高騰および供給制約はあったものの、既存製油所や化学プラントの改修・保全工事のほか、インフラ分野への設備投資が堅調に推移するとともに、水素・アンモニアや持続可能な航空燃料（S A F）などの低・脱炭素関連など、カーボンニュートラルに資する案件が進展いたしました。

このような状況のなかで当社グループは、昨年度よりスタートした中期経営計画（2021年度～2023年度）2年目の目標達成のため、顧客の脱炭素化への取り組みへの対応や新たな事業領域の創出に注力するなど、今後の成長を支える収益基盤の確立に向けてグループ全体で取組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における受注高は、602億9百万円（対前期比11.7%増）、売上高は558億9千万円（同15.5%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は68億3千万円（同27.9%増）、経常利益は72億5千8百万円（同28.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は46億8千万円（同23.4%増）となり、中期経営計画2年目の目標数値を達成することができました。

なお、当事業年度末の株式配当金につきましては、株主の皆様への利益還元が経営の最重要課題であるとの基本方針に基づき、業績および財政状況を総合的に勘案し、前期末より4円増配し1株当たり24円（中間配当金とあわせ年間36円）としてご提案させていただきました。


受注高

602億9百万円

対前期比 11.7%増 

売上高

558億9千0百万円

対前期比 15.5%増 

営業利益

68億3千0百万円

対前期比 27.9%増 

経常利益

72億5千8百万円

対前期比 28.7%増 

親会社株主に帰属する当期純利益

46億8千0百万円

対前期比 23.4%増 

事業の種類別の概況は次のとおりであります。



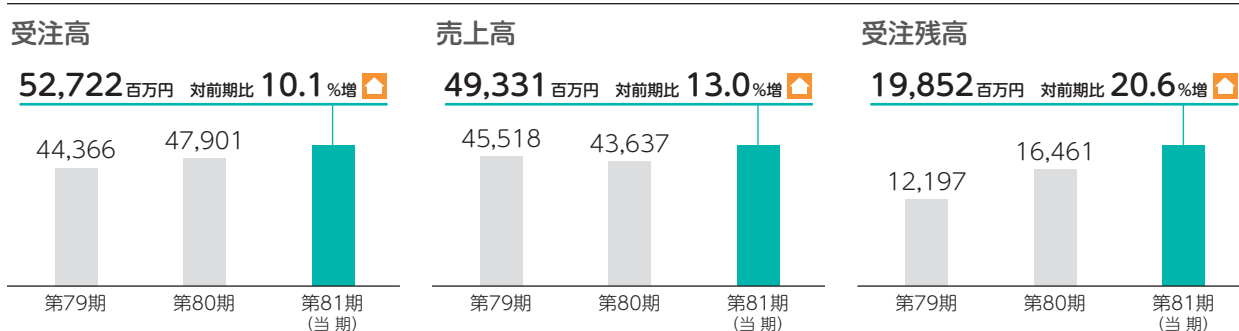
建設工事業における当社グループの主たる事業である断熱工事に関しましては、国内では慢性的な労働力不足や熾烈な受注競争が続くなか、各種プラントの省力化投資や脱炭素に向けた環境対応投資が継続し、石油・石油化学関連が安定的に推移したほかバイオマス発電設備等の新設案件が伸びました。海外におきましては、インドネシア国で建設中の大口工事の追加受注に加え、同国において新たな建設工事を受注いたしました。その結果、断熱工事全体につきましては、前年同期に比べ受注高、売上高ともに増加いたしました。

環境関連工事に関しましては、政府の方針により官公庁・民間企業が環境負荷低減への取り組みを推し進めるなか、煙突ライニング工事などの業種が伸び悩みましたが、受注・売上面においてごみ処理施設工事が環境部門を牽引いたしました結果、環境関連工事全体といたしましては、断熱工事同様前年同期に比べ受注高、売上高ともに増加いたしました。

クリーンルーム工事に関しましては、工事監督・作業員の深刻な人手不足や資機材調達価格の上昇など厳しい事業環境が継続いたしました。国内の工業系クリーンルームの建設需要が引き続き好調を維持し、前年同期に比べ受注高は増加いたしました。売上高は前期を下回る結果となりました。

冷凍冷蔵低温設備工事に関しましては、顧客の冷凍冷蔵倉庫新設案件の選択受注や投資計画の中止・延期・縮小等がありましたものの、幅広い事業領域の受注活動を展開してまいりました結果、前年同期に比べ受注高は大きく増加いたしました。売上高は前期受注残高の関係で減少いたしました。

その結果、当連結会計年度における建設工事業の受注高は527億2千2百万円（対前期比10.1%増）、売上高は493億3千1百万円（同13.0%増）の計上となりました。

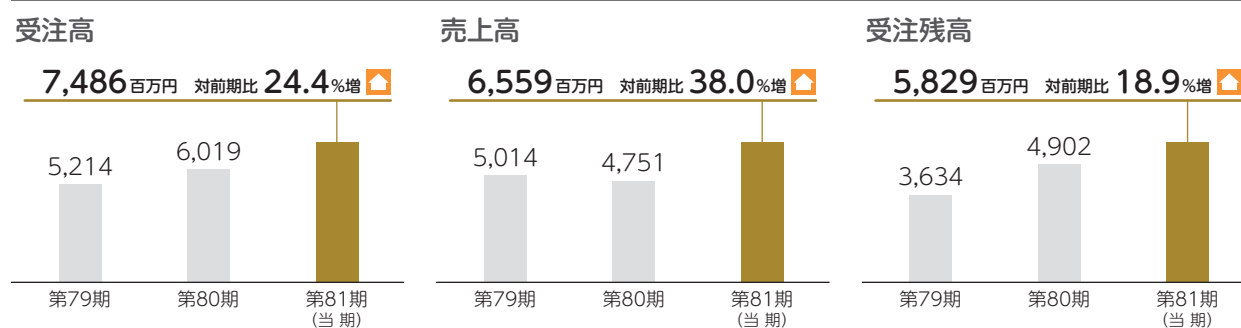




ボイラ事業

ボイラ事業の当連結会計年度における受注高および売上高の状況につきましては、公共投資や民間設備投資によりバイオマス発電設備や環境配慮型のボイラならびにメンテナンス投資が継続するなか、受注面、売上面においてバイオマス焚ボイラ・廃熱ボイラ等の新缶製造が前期に比べ増加し、設備の改造・点検・補修工事におきましても、引き続き底堅く推移いたしました。

その結果、当連結会計年度におけるボイラ事業の受注高は74億8千6百万円（対前期比24.4%増）、売上高は65億5千9百万円（同38.0%増）の計上となりました。



(注) 当社グループでは、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は省略しております。

2 | 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、11億2千7百万円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、これらの所要資金は自己資金により充当いたしました。

〈建設工事業〉

老朽化した国内事業所の新築等

〈ボイラ事業〉

新工場の建設用地取得等

3 | 資金調達の状況

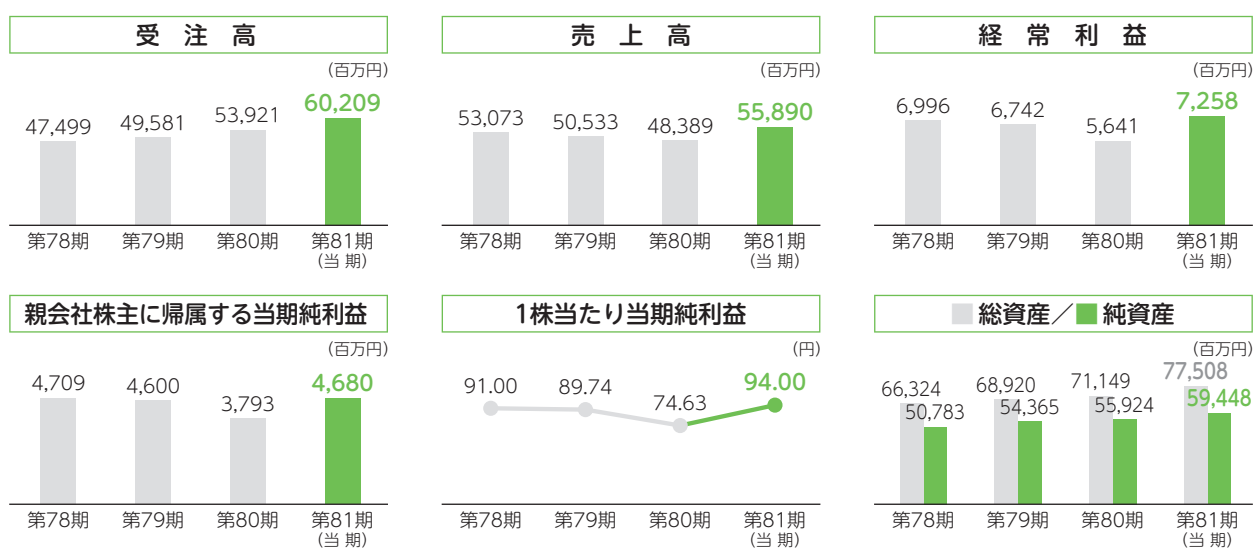
資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

4 | 財産および損益の状況の推移

区 分	第 78 期 2020年3月期	第 79 期 2021年3月期	第 80 期 2022年3月期	第81期 (当期) 2023年3月期
受 注 高 (百万円)	47,499	49,581	53,921	60,209
売 上 高 (百万円)	53,073	50,533	48,389	55,890
経 常 利 益 (百万円)	6,996	6,742	5,641	7,258
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,709	4,600	3,793	4,680
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	91.00	89.74	74.63	94.00
総 資 産 (百万円)	66,324	68,920	71,149	77,508
純 資 産 (百万円)	50,783	54,365	55,924	59,448
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	983.89	1,053.19	1,116.33	1,185.84

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しており、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を控除しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第80期の期首から適用しており、第80期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



5 | 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的な経済減速による海外景気の後退局面が国内経済に影響を及ぼすおそれと、ウクライナ情勢の長期化による物価上昇がコスト増加の要因となり需要の減少が懸念されます。また、新型コロナウイルス感染症のピークアウトにより景気は持ち直しの動きに転じておりましたが、インフレの加速がグローバル経済の成長を抑制する警戒感に加え、円安と資源価格の高止まりも景気の下振れリスクとなり、先行き不透明感は増すものと思われま

す。当社グループを取り巻く主要関連市場におきましては、老朽化設備の維持・更新を中心とした設備投資をはじめ、再生可能エネルギー、CCS（二酸化炭素回収・貯留）、既存設備の温室効果ガス削減に向けての投資が期待されるとともに、海外ではエネルギー需要の増大によって中長期的にプラント市場が拡大していくことが見込まれることから、今後も顧客の受注動向を注視していく必要があります。

このような情勢に対処するため、当社グループは、2021年度を始期とする中期経営計画（2021年度～2023年度）の目標達成に向けて、「新たなステージへの挑戦」のスローガンのもと、「改革、スピード&チャレンジ」の行動指針をグループ全体に浸透させ、脱炭素案件の獲得に向けた情報の収集および情報の共有を図り、将来的なエネルギー源となる水素・アンモニアに係る防熱技術・工法の開発等、未来に向けた持続的成長戦略を展開してまいります。

また、ESG課題に取り組みながらサステナビリティ経営を実践するとともに、より強固なコーポレート・ガバナンス体制の構築ならびにコンプライアンスを徹底し、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えできるよう企業価値の向上に邁進する所存です。

株主の皆様には、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6 | 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社よしみね	98 百万円	100.0 %	ボイラ・各種工業炉・製缶・配管の設計、製造、施工および据付
明星建工株式会社	30	100.0	建築工事および内装仕上工事の設計、施工
日本ケイカル株式会社	300	66.7	けい酸カルシウム保温材の製造、販売
MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.(シンガポール)	1,500 千\$	100.0	熱絶縁工事および耐火工事の設計、施工

(\$: シンガポール・ドル)

- ③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

7 | 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業別区分	種類	事業内容
建設工事事業	熱絶縁工事	保温、保冷(超低温)、防露および耐火・断熱工事
	環境関連工事	ごみ処理施設、コンクリート耐震補強、煙突ライニング、防音およびアスベスト除去工事
	内装仕上工事	クリーンルーム、アルミ・スチール耐火構造間仕切工事
	その他附帯工事	築炉、塗装、防食、足場架設、コンクリート補修、鉄工、配管・ダクト、耐火被覆および冷凍冷蔵低温設備工事等
	工用材料の製造	熱絶縁工用材料の製造、販売
ボイラ事業	一般機械器具製造	産業用ボイラ、産業用焼却炉の製造

8 | 主要な営業所および工場（2023年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所、工場および研究所

本	社	大阪市西区京町堀一丁目8番5号
東	京	東京都中央区湊一丁目8番15号
支	店	東部支店（東京都中央区）同支店内に12営業所 近畿・中部支店（大阪市西区）同支店内に7営業所 西部支店（広島市南区）同支店内に18営業所
工	場	浜松工場（浜松市北区）
研	究	中央研究所（浜松市北区）

② 重要な子会社の主要な事業所

国	内	株式会社よしみね（大阪市西区） 明星建工株式会社（大阪市城東区） 日本ケイカル株式会社（浜松市北区）
海	外	MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.（シンガポール国）

9 | 従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業別区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設工事事業	566名	29名
ボイラ事業	105	△9
合計	671	20

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. △は減少を示します。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
335名	23名	39.6歳	13.5年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

10 | 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	200 百万円
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
株式会社りそな銀行	100
株式会社伊予銀行	100
三井住友信託銀行株式会社	100
日本生命保険相互会社	100

11 | その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

1 | 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	190,000,000株
② 発行済株式の総数	56,386,718株
③ 株主数	23,263名
④ 大株主 (上位10名)	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,597 千株	7.1 %
公益財団法人富本奨学会	2,695	5.3
大同生命保険株式会社	2,632	5.2
株式会社三井住友銀行	2,499	4.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,173	4.3
日本生命保険相互会社	1,960	3.9
第一生命保険株式会社	1,930	3.8
明星工業取引先持株会	1,880	3.7
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,425	2.8
株式会社みずほ銀行	1,410	2.8

(注) 1. 当社は、6,359,471株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外いたしております。なお、この自己株式には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式227,900株は含まれておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	持 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役	19,300 株	1名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告34頁「2 取締役の報酬等」に記載しております。
2. 上記は当事業年度中に退任した会社役員に対して交付した株式であります。
3. 上記は監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1 | 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2 | 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社の役員に関する事項

1 | 取締役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	大 谷 壽 輝	
代表取締役社長	印 田 博	
取 締 役	柳 瀬 徹 次	常務執行役員 支店統括部長 兼 調達部 担当 明星建工株式会社 取締役 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役	林 秀 行	執行役員 技術統括部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当
取 締 役	篠 原 基 嗣	執行役員 営業統括部長 兼 工事統括部長 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役	藤 野 景 三	執行役員 営業統括部副統括部長、東京営業部長、 海外営業推進部長 兼 タンブー プロジェクト ディレクター MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締役 MEISEI NIGERIA LIMITED 代表取締役 PT.MEISEI INDONESIA 代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	坂 本 英 治	株式会社よしみね 監査役 明星建工株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	上 村 恭 一	公認会計士・税理士 上村恭一事務所 所長 誠光監査法人 代表社員 株式会社浅川組 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	岸 田 光 正	税理士 岸田光正税理士事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	西 村 強	公認会計士 ストロング会計事務所 所長 ストロングアライアンス合同会社 代表社員

(注) 1. 監査等委員である取締役 上村恭一氏、岸田光正氏および西村強氏は社外取締役であります。なお、各氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は公認会計士・税理士として、岸田光正氏は税理士として、西村強氏は公認会計士として、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員である取締役 坂本英治氏は、当社の支店長および営業所長として長年の経験があり、実務上の会計・原価管理に関する相当程度の知見を有しております。また、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動
 - ① 新任 [2022年6月23日付]
取締役 (監査等委員) 西村 強
 - ② 退任 [2022年6月23日付]
取締役 朝倉 滋
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社グループの役員全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。

2 | 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について2021年6月24日付で設置した指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職制を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたしております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当該取締役の職務の内容・貢献度および当社の状況等を勘案し、指名・報酬委員会の報酬決定に関する意見を尊重し、取締役会で決定いたします。

3. 業績連動報酬の内容および額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、経常利益を定量的な業績指標として、内規に基づき支給総額を決定いたします。取締役ごとの支給額は、当該取締役の業績への貢献度等を勘案し、指名・報酬委員会の報酬決定に関する意見を尊重し、取締役会で決定のうえ賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。

4. 非金銭報酬の内容および額の決定に関する方針

取締役の非金銭報酬は、株式報酬制度による株式交付信託とし、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的といたしております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役にに対して交付され、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当該取締役の退任時といたしております。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額および非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会が原案を諮問し、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定いたします。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長 大谷壽輝がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当部門の業績を踏まえた賞与の評価配分といたします。代表取締役会長が各取締役の担当部門の評価を行うには最適との理由によるものですが、取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行われるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役会長は、当該答申の内容に従って決定いたします。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議いたします。

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く)	239 百万円	127 百万円	80 百万円	31 百万円	7 名
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	28 (15)	28 (15)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計	268	156	80	31	11

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役(監査等委員を除く)1名が含まれております。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の限度額は、2015年6月25日開催の第73回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)は年額3億3千万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。)、監査等委員である取締役は年額7千万円以内とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は7名であり、監査等委員である取締役の員数は4名であります。
- また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第76回定時株主総会において、取締役に対する信託を用いた株式報酬制度(以下、本制度という。)の導入をご決議いただいております。その内容につきましては、本制度の対象者を取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)とし、当初の信託期間における当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を156百万円、当該取締役に交付される1事業年度あたりの株式数の上限を104,000株といたしております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の員数は8名であります。
4. 業績連動報酬の定量的な業績指標となる経常利益につきましては、事業報告22頁の「1 事業の経過および成果」に記載のとおり、中期経営計画の目標数値は上回っており、各取締役(監査等委員を除く。)の担当部門における業績への貢献度は考慮しております。
5. 当社は、2018年6月28日開催の第76回定時株主総会において、同総会終結の時をもって取締役(社外取締役を除く。)に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給につきましてご決議いただいております。支給の時期につきましては各取締役の退任時とし、上記報酬等の額には含まれておりません。

3 | 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

1. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は、上村恭一事務所の所長および誠光監査法人の代表社員であります。当社と同事務所および同監査法人の間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社浅川組の社外監査役を兼務いたしておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
2. 監査等委員である取締役 岸田光正氏は、岸田光正税理士事務所の所長であります。当社と同事務所の間には特別な関係はありません。
3. 監査等委員である取締役 西村強氏は、ストロング会計事務所の所長およびストロングアライアンス合同会社の代表社員であります。当社と同事務所および同社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会および監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会（15回開催）		監査等委員会（16回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	上 村 恭 一	15 回	100 %	16 回	100 %
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	岸 田 光 正	15 回	100 %	16 回	100 %
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	西 村 強	11 回	100 %	12 回	100 %

2. 取締役会、監査等委員会における発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要

上村恭一氏は公認会計士・税理士として、岸田光正氏は税理士として、西村強氏は公認会計士としての専門的見地からそれぞれ企業経営全般にわたる意見を表明し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言、助言を行っております。また、監査等委員会において当社の内部監査およびコンプライアンス体制等について有益な発言を行っております。

なお、西村強氏は2022年6月23日開催の第80回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査等委員会の出席回数が上村恭一氏および岸田光正氏と異なります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたしております。

5 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）による計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（またはこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 | 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 | 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

6 | 会社の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1 | 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社は、取締役会において会社法第399条の13第2項の規定に基づき、同条第1項第1号ロおよびハならびに会社法施行規則第110条の4第1項および第2項の各号に定める上記体制について決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. コンプライアンス体制の基礎として、当社および当社グループの取締役および使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守した行動をとるための「企業行動指針」を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備する。
 2. コンプライアンス体制の確立を図り、公正公平な職務の推進を確保するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令違反その他コンプライアンス上の課題の検討および対応を行う。
また、コンプライアンス委員会には、経営監視機能の有効性を確保するため監査等委員である取締役が独立した立場で出席する。
 3. 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報取扱規程」に基づきその運用を行う。

4. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度をとり、決して経済的な利益を供与しない。
 5. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。
 6. 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室が、内部監査を計画的に実施し、法令・定款に不適合となる事態を早期に発見し未然防止に努める。
 7. 監査等委員会は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制および内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を求めることができる。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存年限一覧表に定める期間中、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理する。また、取締役および監査等委員である取締役が求めたときは、常時、当該情報を入手、閲覧することができる体制を構築する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1. 業務を執行する取締役は、各業務執行部門で発生する損失の危険（以下、「リスク」という。）に関する「リスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。また、必要に応じて各リスク委員会を設置し、問題点の把握と改善措置を実施する。
 2. 緊急かつ全社的に対処する必要がある場合には、代表取締役もしくは代表取締役が指名する取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行う。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、全社の目標である中期経営計画および年度事業計画を策定し、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて最適な組織編成を行う。
 2. 取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。各統括部門を担当する取締役は、年度事業計画の進捗状況の報告および具体的な施策、効率的な業務遂行体制を構築する。
 3. 取締役会の意思決定と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. グループ各社全体の内部統制を担当する取締役を指名、担当取締役はグループ各社と連携してグループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。
 2. 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による関係会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

- 担当取締役は、一定の基準を満たす重要事項を取締役会付議事項とする。
3. 監査等委員会は内部監査室と連携し、グループ会社に対する内部統制体制に関する監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査等委員会から要望があれば、その職務を補助すべき当社の使用人を配置して、随時監査業務の遂行および支援を行う。
 2. 監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、独立性の確保のためにその指示に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けない。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
1. 監査等委員は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人から重要事項の報告を求めることができる。
 2. 取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、当社および当社グループ各社の財務および業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員会に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反および不正行為の事実を知ったときは監査等委員会に遅滞なく報告する。
- ⑧ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 当社は、「内部通報取扱規程」に定める通報を行った当社グループの取締役および使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。
 2. 総務担当役員は、通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員会に報告する。
 3. 内部通報窓口への通報内容が監査等委員の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は、速やかに監査等委員会に通知する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員会が職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理を行う。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役、内部監査室および監査法人と定期的に意見交換会を実施し、監査の実効性を確保する。また、監査等委員会は必要に応じて外部アドバイザーに相談、助言を受けることができる。

2 | 当事業年度における運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の効率性確保のための取り組み

当社は、取締役による職務執行の効率性を確保するため、取締役会において経営戦略等、各取締役の担当部門における実績のレビューを行うとともに、当事業年度が中間年度となる3ヶ年の「中期経営計画」の進捗状況について各取締役が適宜報告を行いました。

また、当社グループ各社の代表取締役をメンバーとする「社長会」を定期的で開催し、各子会社における職務執行状況の報告と意見交換を行いました。

さらに、内部統制の目標をより効果的に達成するため、監査等委員会は、年間の監査計画に基づき業務執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査いたしました。

② コンプライアンスに対する取り組み

当社および当社グループの役員および使用人がコンプライアンスを実践していくための『企業行動指針』を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備いたしております。本規程に基づくコンプライアンス委員会は定期的で開催され、コンプライアンス上の課題における対策の検討ならびに取り組み全般に対する企画・立案を行い、決議した内容の周知・徹底を図りました。

また、当社および当社グループ各社にコンプライアンスに係る責任者を配置し、職制に応じた教育・訓練を通じて、コンプライアンス意識の啓発および浸透を推進いたしました。

③ リスク管理に対する取り組み

大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、代表取締役を本部長とする危機対策本部を設置して対応に当たることといたしております。当事業年度においては、工事施工上の安全管理や品質保証のほか、海外工事におけるカントリーリスク、与信調査・管理など経営および財政状況に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクで緊急かつ全社的に対応すべき事案はありませんでした。

④ 監査等委員会監査の実効性確保のための取り組み

監査等委員は取締役会のほかコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受け、経営全般にわたり意見の表明を行い、内部統制システムの整備・運用状況につきましても取締役および使用人等から報告を受け確認いたしました。また、取締役が決裁した重要書類を常勤監査等委員が定期的に見直し、業務執行状況を監査等委員会で随時確認するとともに、各子会社の取締役との意思疎通および情報交換に努めました。

7

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

1 | 基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大量買付がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、昨今、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きがいまだ散見されるところであります。そして、かかる株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提供するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値、株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがある買収者については、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。当社といたしましては、長年培ってきた当社の企業風土を背景として、中長期的な視点に立った事業展開を行い、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させる者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として望ましいと考えております。

2 | 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、近年「エネルギー」と「エコロジー」の豊かな共存こそが、企業に課せられた重要なテーマといわれるなかで、1944年の創業以来、「顧客の創造と信頼の確保」、「社会への貢献」、「未来への挑戦」という経営理念に基づき、コア事業である断熱工事・技術を通じてエネルギーの有効利用に貢献するとともに、事業領域拡大を図り、燃焼技術を基礎としたボイラの製造・据付、クリーンルーム内装工事、冷凍冷蔵低温設備工事および環境関連にも取り組んでまいりました。

2021年4月、当社は将来のあるべき姿を見据えて、中期経営計画（2021年度～2023年度）を策定いたしました。本計画は「新たなステージへの挑戦」をスローガンとして、コンプライアンスの徹底に基づく適正なガバナンスの確立を目指す一方、企業風土の醸成、当社グループ内の意識改革を図り、新たなビジネスチャンスを創出するため、（1）環境変化に対する適応力の強化（2）未来への持続的成長戦略の展開（3）成長を支える収益基盤の確立

(4) デジタル化に向けた業務体制の改革 (5) 企業力の強化と意識改革 を重点施策に挙げております。

当社は、中長期的視点に立ってこれらを継続的に維持、発展させていくことが一層の企業価値および株主共同の利益の向上につながるものと考えております。また、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、引き続き企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

3 | 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、前掲1に記載の基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、新株予約権の無償割当てを用いた、事前警告型買収防衛策（以下、「本プラン」といいます。）を2021年6月24日開催の第79回定時株主総会において、有効期間を3年として更新のご決議をいただきました。その概要は次のとおりであります。

① 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

② 本新株予約権の発行

買付者等が、本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を株主の皆様に対して無償で割当てます。

③ 本プランの概要

1. 本プランの適用対象

本プランは、次の(a)または(b)に該当する当社株式に対する買付等がなされる場合を適用対象とします。

(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上になる買付等

(b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等所有割合およびその特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上になる公開買付け

2. 当社取締役会による検討作業

当社取締役会は、買付者等から必要な情報を受領してから、一定の検討期間内に、買付者等からの提案に関する評価・検討、買付者等との交渉あるいは買付等に対する意見形成、代替案の策定等を行うものとします。

3. 独立委員会による助言・勧告

当社は、当社取締役会が恣意的な判断を行うことを防止するため、社外取締役および社外有識者の中から選任された委員により構成された独立委員会を設置いたしております。独立委員会は、取締役会が提供した買付者

等の情報について評価・検討を行い、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重するものとし
ます。

4. 本プランの発動

(a) 独立委員会による本プランの発動・不発動の勧告

独立委員会は、買付者等による買付等の内容について検討を行った結果、本プランに定める要件のい
ずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、遅滞なく、当
社取締役会に対して本プランの発動を勧告し、本要件のいずれにも該当しない、または該当しても本
プランを発動することが相当でないとして判断した場合には、本プランの不発動を勧告します。

(b) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、買付者等による買付等の内容等を考慮のうえ、当社取締役の善管注意義務等に照ら
して、株主意思確認総会を招集することが必要かつ相当であると判断した場合、あるいは独立委員会が本
プランの発動または不発動に関する株主の皆様意思を確認すべき旨の意見を付した場合、独立委員会によ
る手続に加えて株主意思確認総会を招集し、本プランの発動または不発動に関する株主の皆様意思を確
認することができます。

4 | 本プランが基本方針に従い、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本プランは、基本方針に記載のとおり、当社の企業価値を向上させ株主共同の利益に資する目的をもって更新され
たものです。本プランの有効期間は2024年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までですが、かかる有効期間の
満了前であっても、当社の株主意思確認総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社の
株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本
プランはその時点で廃止されるものとされており、その意味で、本プランは株主の皆様のご意向が反映されることになっ
ております。

また、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みとして、① 経済産業省および法務省
が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省に設置され
た企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書にも十分配慮し
た内容となっていること、② 買付者等との協議、交渉、評価期間の延長および発動事由の該当性に関する取締役会
の判断の客観性・合理性を担保するため独立委員会を設置していること、③ デッドハンド型買収防衛策やスローハ
ンド型買収防衛策ではないこと、などから本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、予め定
められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。

さらに、当社取締役会による恣意的な判断を防止するため、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止
または撤回を最終的に決定するに当たって、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされており
ます。

以上により、本プランは、当社従業員の地位の維持を目的とするものではありません。

株主総会会場のご案内



会場

北浜フォーラム (大阪証券取引所ビル3階)
会議室 A・B・C

大阪市中央区北浜一丁目8番16号 TEL. 06-6202-2311



日時

2023年6月22日(木曜日) 午前10時



交通

- 地下鉄堺筋線 北浜駅 1B番出口直結
 - 京阪電鉄 北浜駅 27番・28番出口直結
- ※駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。

MEISEI INDUSTRIAL Co., Ltd.

UD
FONT